

青山学院女子短期大学証明書交付願【教職課程】

2025年5月

以下の太枠内を黒ボールペン（消えるボールペン不可）で記入してください。ご記入いただいた個人情報は、証明書発行に関わる業務にのみ使用します。

◆必ず記入してください◆

フリガナ		フリガナ		生 年 月 日	西暦 年 月 日	申 込 日	西暦 年 月 日
氏名		旧姓・名					
日中連絡がとれる連絡先		電話番号： () E-mail:					
学科・専攻		在籍期間			学生番号（不明な場合は空欄）		
①		年 月 ～ 年 月					
②		年 月 ～ 年 月					
専攻科・専攻		在籍期間			学生番号（不明な場合は空欄）		
		年 月 ～ 年 月					
科目等履修生		在籍期間			学生番号（不明な場合は空欄）		
科目等履修生		年 月 ～ 年 月					
証明書発行料金		円	内訳	申込総数【 通×500円】 + システム管理料【150円】			2通お申込みの場合、合計金額は1,150円 (2通×500円 + 150円) となります。

◆以下は申込を希望する証明書の欄のみ記入してください◆

学 力 に 関 す る 証 明 書	注 意 事 項	1.適用法は事前に提出先に確認のうえ、該当のものにチェックしてください。不明の場合は次頁記載の「適用法について」を参照してください。 2.免許状の校種・教科ごとに作成します。青山学院女子短期大学に課程認定のない免許校種・教科の証明書は発行できません。 3.中学校教諭2種免許（国語・英語・家庭・社会）と幼稚園教諭2種免許については、平成28年改正法において青山学院女子短期大学では課程認定を得ていないため、「学力に関する証明書」を平成28年改正法書式で作成することはできません。 4.お申し込みの校種・教科で証明できる科目がない場合、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のみ証明する書式で発行いたします。 証明書発行手数料やシステム手数料などの費用の返還は致しかねますので、あらかじめご了承ください。						
	適用法	☐ 平成28（2016）年改正法 ☐ 平成10（1998）年改正法 ※次頁の「適用法について」を確認し、 ☐ 昭和63（1988）年改正法 ☐ 昭和29（1954）年 該当する適用法にチェックを付けてください。						
	校種／教科		国語	英語	家庭	社会	使用目的 ☐ 免許申請 ☐ 他大学への提出 ☐ 単位の確認 ☐ その他（ ）	
	中学校		通	通	通	通		
	幼稚園1種	通					提出先	
	幼稚園2種	通						
	66条の6	通						
	取得希望免許	☐ 1種 ☐ 2種／校種（ ）教科（ ）						
	既取得免許	☐ 1種 ☐ 2種／校種（ ）教科（ ）						
	過去発行	☐ 無 ☐ 有（ 年 月頃）当時の使用目的（ ）						
他大学での単位修得	☐ 無 ☐ 有（大学名： 大学）（時期： 年 月 から 年 月）							

司 書	資格取得証明書	通	在学時に司書養成課程を修了した場合のみ、発行します。
	単位修得証明書	通	適用規則は事前に提出先に確認のうえ、該当のものにチェックしてください。（2025年4月運用開始） ☐ 平成9（1997）年改正施行規則 ☐ 平成24（2012）年改正施行規則 ※平成8（1996）年以前施行規則書式の単位修得証明書の発行はできません。平成8（1996）年以前施行規則下で在学時に司書養成課程を修了している場合は「資格取得証明書」をお申込みください。 ※発行は青山学院女子短期大学が課程を有していた平成24年（2012）年改正施行規則以前の証明に限ります。 今後、施行規則の改正があった場合、改正後の施行規則に適用した証明書は発行ができない場合があります。

保 育 士	指定保育士養成施設卒業証明書	通	保育士資格を取得したという証明書ではありません。
	保育士試験免除科目専修証明書	通	いずれも幼稚園教諭免許状を取得していることが、申込の条件です。
	保育士試験免除科目専修証明書（特例制度）	通	特例制度に該当するかどうかはご自身でお調べください。

証明書を郵送受取希望の場合、以下に送付先をご記入ください。宛名ラベルとして使用します。

〒 :

住所:

氏名:

【事務使用欄】＜次頁へ続きます＞

受付日	20 年 月 日	受付:	本人確認	運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・戸籍謄本（抄本）・その他（ ）				
交付日	20 年 月 日	窓口・郵送	作成者		確認1		確認2	

適用法について：提出先によって適用法の指定がある場合があるため、**適用法については必ず提出先に確認してください。**

平成10（1998）年改正法以前入学者で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の校種/教科の免許状をこれから新しく取得する場合は、原則「平成28（2016）年改正法」の適用となります。

ただし、青山学院女子短期大学では、中学校教諭 2 種免許（国語・英語・家庭・社会）と幼稚園教諭 2 種免許について、平成28年改正法において課程認定を得ていないため、「学力に関する証明書」を平成28年改正法書式で作成することはできません。

また、平成10（1998）年改正法適用者が、免許法施行規則第66条の6に定める科目のみ修得できなかった場合には、平成10（1998）年改正法適用となります。

教育職員免許法の改正に伴う、青山学院女子短期大学の適用時期は以下のとおりです。ただし、編入学した場合や、科目等履修生として単位を修得した場合、当時の経過措置によっては、下表が当てはまらない可能性があります。

平成28（2016）年改正法	在学時に平成28（2016）年改正法に基づく指導を受けた学生のみ（幼稚園 1 種に限る）
平成10（1998）年改正法	平成12（2000）年度～平成30（2018）年度入学生
昭和63（1988）年改正法	平成 2（1990）年度～平成11（1999）年度入学生
昭和29（1954）年改正法	平成元（1989）年度以前入学生

チェックリスト：郵送にて証明書を申し込まれる際は、以下のチェックリストをご確認のうえ、お申し込みください。

- ☐ ホームページ「女子短期大学の教職関係証明書について」記載の注意書きを確認しました。
- ☐ 必要事項に記入漏れがないことを確認しました。
- ☐ 身分証明書のコピー（在学当時と姓名が異なる場合は戸籍謄本（抄本）のコピーを含む）を同封しました。
- ☐ 定額小為替に余剰・不足がないことを確認しました。
- ☐ （返送にて証明書お受取希望の場合）必要料金分の返送用の切手を同封しました。
- ☐ （返送にて証明書お受取希望の場合）前頁下部の「送付先」を記入しました。

【注意事項】

証明書申請書類一式が到着後、5 営業日後に投函します（到着は郵便事情によります）。申請書類に不備がある場合や作成にあたり必要な情報が不足している場合は、これらの不備が解消されるまで作成・投函できませんのでご注意ください。

【事務使用欄】